

安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第 32 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

## 第 32 回 第 1 部

2019 年 1 月 29 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

### 【議題】

定期報告： 札幌禎心会病院 様

「SVF (Stromal Vascular Fraction) の投与による整形外科疾患治療」

### 第1 審議対象及び審議出席者

#### 1 日時場所

日 時：2019 年 1 月 22 日（火曜日）第 1 部 18：30～18：40

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

#### 2 出席者

出席者：佐藤委員、辻委員、高橋委員、角田委員、井上委員、菅原委員、山下委員  
奥田委員

欠席者：内田委員、寺尾委員、栃原委員、中村委員、坂口委員

申請者：理事長 院長 徳田禎久先生

申請施設からの参加者：なし

陪席者：(事務局) 坂口雄治、木下祐子、坂口千恵

#### 3 技術専門委員 寺尾友宏先生 (意見書)

#### 4 配付資料

資料受領日時 2018 年 12 月 20 日

(本審査資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告 (様式第三)

「審査項目：SVF (Stromal Vascular Fraction) の投与による整形外科疾患治療」

- ・定期報告フォーム

(事前配布資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第3）  
審査項目：「SVF（Stromal Vascular Fraction）の投与による整形外科疾患治療」
- ・定期報告フォーム

(会議資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告（様式第3）  
審査項目：「SVF（Stromal Vascular Fraction）の投与による整形外科疾患治療」
- ・定期報告フォーム

## 第2 審議進行の確認

### 1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- |   |
|---|
| 一 過半数の委員が出席していること。  |
| 二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。   |
| 三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。  |
| イ 第四十四条第二号に掲げる者   |
| ロ 第四十四条第四号に掲げる者   |
| ハ 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者  |
| ニ 第四十四条第八号に掲げる者   |
| ホ 技術専門委員（審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）（第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合には、当該者） |
| 四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。                              |
| 五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。  |

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

## 第3 審議

事務局より再生医療等提供状況定期報告についての説明があった。

### 1. 技術専門委員から次の通りの意見書の提出があった。

- ・一年間治療を行わなかったのであれば、初回治療時前に装置等のチェックを行って下さい。

## 2. 委員からのコメント:

当該再生医療を受けた患者が 0 名であっても、教育等は計画開始時に備えて行わなければならないから、今後の評価判断のためにも、治療の他に教育訓練等の報告を求めたい。次回以降、その点の報告を頂けるようお願いしたい。

審査の結果、当該再生医療を受けたものばおらず、科学的妥当性についての判断は以後の提供状況を踏まえて継続的に審査することとする。

報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

## 第4 審議結果

定期報告は適切である。

以上